

○岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付に関する要綱

制定 令和3年12月22日
改正 令和4年4月26日決裁
改正 令和6年3月27日決裁
改正 令和7年3月17日決裁
改正 令和8年3月23日決裁
改正 令和8年8月5日決裁

(目的)

第1条 この事業は、認可保育園等に申込みをしたが入園できず、認可外保育施設等を利用している3歳未満児のいる経済的に困窮する世帯の利用料の一部を支援することで、低所得世帯の経済的負担を軽減し、保護者の就労及び継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可保育園等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項に規定する保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等であって市が利用調整を行う施設に限る。
- (2) 特認登録保育施設等 岡山市認可外保育施設登録要綱（平成25年4月1日施行）に基づき登録される認可外保育施設であって保育従事者の2分の1以上に保育士等の有資格者を配置していることにより市が補助金を交付している施設として令和2年度以降に市ホームページに掲載された施設、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業を目的とする施設又は特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成若しくは就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって、一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ・Ⅱ）又は預かり保育の補助を受けている幼稚園をいう。
- (3) 利用者負担額 岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例（平成27年市条例第23号）別表（以下「条例別表」という。）中、保育標準時間欄及び備考5（ただし書を除く。）に規定する利用者負担額をいう。

(対象者)

第3条 給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する子どもの保護者とする。

- (1) 本市の住民のうち、特認登録保育施設等を月単位で継続的に利用する満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであること
- (2) 認可保育園等の利用者負担額算定における市町村民税所得割合算額（条例別表備考2における所得割合算額のことをいい、以下「所得割合算額」という。）が57,700円未満である世帯（条例別表でいう利用者負担額C階層1から4までに限る。）、条例別表備考5各号に掲げる世帯であって所得割合算額が48,600円以上77,101円未満

である世帯又は家計が急変し収入が条例別表でいう利用者負担額B階層からC階層4までの世帯基準まで減少したとして市長が認める世帯のいずれかの世帯であること

(3) 認可保育園等の入所要件を満たし入園申込みをしたが未入園となった者で、特認登録保育施設等を利用する時点で、認可保育園等の入園申込みを継続していること。

(4) 当該年度の認可保育園等の入園申込において、内定辞退をしていないこと。

(5) 給付対象期間内において、現に、法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもでもあること

(対象となる費用)

第4条 給付の対象となる費用は、法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援に要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の16で定める費用を除く。)の例によるものとする。

(給付の額)

第5条 給付の額は、月額22,850円を上限とし、前条に規定する特認登録保育施設等の費用(様式第2号及び第7号において「利用料」という。)から給付対象者が認可保育園等を利用した場合に適用される利用者負担額を差し引いた額(以下「利用者負担控除後額」という。)が上限を下回る場合は、利用者負担控除後額を上限として給付する。

(受給資格の認定申請)

第6条 第3条各号のいずれにも該当する子どもの保護者が、低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付費(以下「給付費」という。)を受給しようとするときは、市長が定める日までに、岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定申請書(様式第1号)を市長へ提出し、認定を受けなければならない。

(受給資格の認定)

第7条 市長は、前条の認定の申請があったときは、申請書を審査し、当該申請のあった日から1箇月以内に当該申請に係る保護者へ認定又は却下の通知をしなければならない。

2 認定の開始日は、前条の認定の申請があった月の初日と、第3条第1号の特認登録保育施設等の利用開始日の属する月の初日と、同条第3号の認可保育園等の入園申込みにあたり最初に入園を希望した月の初日を比較し、いずれか遅い日とする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

3 第1項の通知は、岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定通知書(様式第2号)又は岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。

4 市長は、第1項の審査にあたって、当該保護者及び官公署に対し、審査に必要な書類の提出を求めることができるものとする。

5 市長は、第1項の審査にあたっては、市が保有する住民記録情報及び法第8条に規定する子どものための教育・保育給付の認定情報により確認するものとする。

6 前項の場合において、当該認定に係る保護者の教育・保育給付認定事由が、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の5第6号、岡山市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年市規則第97号)第3条第2項第1号及び同条同項第

2号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、認定の開始日から、起算して89日を経過する日が属する月の末日までの期間とする。

(認定の取消)

第8条 前条の認定を受けた保護者（以下「認定保護者」という。）が、第3条に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、市長は、岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(認定の変更)

第9条 認定保護者は、第7条第3項に掲げる岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定通知書により認定を受けた事項に変更があるときは、岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定変更届出書（様式第5号）を市長へ提出しなければならない。

ただし、認定保護者の教育・保育給付認定事由が第7条第6項に掲げるいずれかに該当するとき、又は市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の変更届出書の提出があったときは、必要があると認める場合には、岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定変更通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(職権による認定の変更)

第9条の2 第9条第1項後段の規定による職権による教育・保育給付認定の変更の認定の通知は、前条第2項に規定する様式により行うものとする。

(請求の手続き)

第10条 給付費の請求をしようとする認定保護者は、市長が定める期間内に、岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付費請求書（様式第7号）に、当該認定保護者の子どもが利用する特認登録保育施設等が発行する岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付提供証明書兼利用料領収書（様式第8号）を添付して市長に請求しなければならない。

(給付費の決定)

第11条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査のうえ給付費の支給又は不支給の決定を行い、当該請求を行った者（以下「請求者」という。）に対してその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をするため必要があると認められるときは、請求者及び特認登録保育施設等設置者に対して、文書の提出又は提示を求め、若しくは質問することができるものとする。

3 第1項の規定による支給又は不支給の決定は、原則として、四半期ごとに行うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

(支給の方法)

第12条 給付費の支給は償還払いとし、請求者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により、原則として、四半期ごとに行う。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則
(施行日)

この要綱は、決裁日から施行し、令和４年１月以後の月分の特認登録保育施設等の利用料から適用する。

附 則（令和４年４月２６日決裁）

- 1 この要綱は、決裁日から施行する。
- 2 改正後の様式第１号、様式第５号、様式第７号及び様式第８号は、令和４年４月利用分以降の給付費の請求について適用し、令和４年３月利用分以前の給付費の請求については、なお従前の例による。

附 則（令和６年３月２７日決裁）

- 1 この要綱は、決裁日から施行し、令和６年１月利用分以降の給付費の請求について適用する。
- 2 令和５年１２月利用分以前の給付費の請求については、なお従前の例による。

附 則（令和７年３月１７日決裁）

- 1 この要綱は、決裁日から施行し、令和７年４月利用分以降の給付費の請求について適用する。
- 2 令和７年３月利用分以前の給付費の請求については、なお従前の例による。

附 則（令和８年３月２３日決裁）

- 1 この要綱は、決裁日から施行し、令和８年４月利用分以降の給付費の請求について適用する。
- 2 令和８年３月利用分以前の給付費の請求については、なお従前の例による。

附 則（令和８年８月５日決裁）

- 1 この要綱は、決裁日から施行し、令和８年１０月利用分以降の給付費の請求について適用する。
- 2 令和８年９月利用分以前の給付費の請求については、なお従前の例による。